# ロシア「憲法革命」前夜の一断層

## ---資料と分析:サハロフ憲法草案とその意味---

The Previous Night of "Constitutional Revolution" in Russia
--The Idea of A. Sakharov's Draft of Constitution--

## 竹森 正孝

Masataka TAKEMORI

## Abstract

Current Constitution of the Russian Federation was established in December 1993. Already have passed more than 20 years. This Constitutional change walked very complex processes after the Russian sovereignty declaration in June 1989. This paper introduces the constitutional concept of Prof.A.Sakharov which gave many suggestions and influences in the initial stage of "Constitutional Revolution", and reviews of constitutional process just before the establishment of the Russian Constitution. As we have seen, Prof.Sakharov, who was the famous physicist, also was liberal and critical democrat, one of main leaders of reformist-group in Russia and former-USSR in the time of Perestroika.

Keywords:ロシア、サハロフ、憲法、体制移行、ソ連崩壊

## 1. はじめに

現行のロシア連邦憲法(以下、単にロシア憲法という)は、1993 年 12 月に国民投票(レフェレンダム)によって制定されたものである。ソ連崩壊後約2年間を経た後の新憲法制定であった。それ以来、すでに20年以上が経過した。この間、大統領と下院議員の任期の延長(それぞれ4→6年、4→5年)、司法制度改革、連邦構成主体の再編(もっとも大きな関心を呼んだのは、ウクライナに帰属していたクリミア共和国の「編入」問題であるが、本稿の検討対象ではない)にともなう裁判所構成や連邦構造の変化にかかわる憲法改正がなされるなど、一定の変化は見られるものの、その基本構造は維持されているとみなされている [文献⑤を参照]。

直接に憲法改正には繋がるものではなかったが、上院の構成のあり方や下院の選挙制度は、この間何度も変更され、大統領の統治と融和的な(あるいは迎合的な)議会構成が現出し、ロシアの政治システムにも大きな変化を読み取ることもできる。また、10 あった自治管区の多くは隣接した地方(クライ)や州に統合され(残るは4)、国際的な非難の対象ともなったクリミア編入もあった。にもかかわらず、憲法体制の基本構造の維持とみなされるのは、議会レベルでの改正が可能な条項(章)と憲法議会を経てレフェレンダムによる決定を要件とする条項(章)を区別するロシアの憲法改正手続とも関係している。後者の手続による憲法改正が俎上にのぼったことはまだない。

もちろん、プーチン大統領が、1990年以降2期務めた後一度 は首相になるも、4年後に再び大統領職に返り咲き、事実上の 「長期政権」(都合20年に及ぶ可能性が大である)を構想し、 権威的支配の様相を強めていることなど、憲法政治の変容とも いいうる状況もまた念頭に入れておかなければならないが、これはさしあたり本稿の対象とするところではない。

ところで、現行ロシア憲法は、上述のように 1993 年末に制定され、体制移行の産物であるとともに、その後の移行過程の推進役をも担うことになる。私は、これまでこのロシア憲法の制定過程をフォローする機会を何度かもってきたが、主に 1990 年6月のロシアの「国家主権宣言」[参考資料参照] に始まる体制移行過程に相応した憲法制定の課題への主要政治家や政党の取組みに重点を置いたものであった [文献①参照]。それは、ソ連崩壊やロシアにおける大統領と議会との抗争など、緊張に満ちた政治過程によってかなりを規定されたものでもあった。

しかし、2000年代になってロシアの憲法委員会の議事録・資料集(全6巻10冊、全体でおよそ1万頁に及ぶ。2007-10年刊行)が出版され、従来見ることができなかった諸資料や委員会議事録を読むことができるようになり、改めて憲法制定過程の検討を求められるようになった(別途、1993年春以降の大統領主導下で制憲までに至った憲法協議会の議事録・資料集は、全20巻、総頁数約9千頁が1995-96年に刊行されている)。現在営為作業中であるが、この作業中にロシアの「独立」から「憲法革命」諸過程とその破綻後の大統領非常統治下での憲法制定に至る一連の諸過程には前史があることを見落としてはならない。1989年には、ソ連の連邦レベルでも「憲法委員会」が設置され、いくつかの構想も提起されていた。これらは、この憲法

委員会が実質的に機能しなかったこともあり、ロシアの憲法制 定過程との関連ではあまり比重を置かれなかったように思われ る。わが国でも『社会主義法のうごき』という小さな月間情報 誌にその一端が紹介されたにすぎない。

しかし、今日では改めて憲法制定史にはいくつかのバリアントがあり、どのような憲法をどのようなプロセスを経て制定するかについてはオルタナティヴが存在していたことが明らかになり、その資料も見ることができるようになっている。これらの中には、ソ連レベルでの憲法構想ではあっても、その後のロシア憲法制定過程に重要な影響力をもちえた構想もあったとしなければならないであろう。

そこで、本稿では、ソ連末期の改革派のシンボル的存在でも あったアンドレイ・サハロフの憲法構想 [資料参照] を取り上 げ、その全容の紹介とともに、若干の解説を付して、「憲法革命」 前夜の諸相の一断面を明らかにしておきたいと思う。

#### 2. ペレストロイカの転轍とロシアの「憲法革命」

1980 年代後半といえば、旧ソ連は、いわゆるゴルバチョフの「ペレストロイカ」という社会主義の再生をめざす改革の時代であった。そして、本稿で紹介するサハロフの憲法草案が現れた 1989 年はさらにソ連内外でも大きな転換点をなす 1 年であった。東西冷戦体制に終止符を打った米ソ首脳のマルタ会談、東中欧諸国での連続的な「市民革命」、それに先駆けての中国「天安門事件」などが相次ぎ、そして国内でのペレストロイカの熱気が最高潮に達するとともに、バルト諸国での独立志向が激しさをともなって急進的な運動へと拡大していた。

こうした状況のなかで、社会主義の「刷新」なのか、それと も自由化・市場経済体制への転換か、の決定的な対抗軸が水面 下で急速に進行していたのである。それは、当然にソ連憲法の 改正の問題でもあり、即ロシア憲法の転換の問題でもあった。 政治的対抗が、すなわち憲法構想の対立として表面化していな かったとはいえ、ソ連人民代議員大会のもとに憲法委員会が設 置されたこともあって、この改革の時代にふさわしいソ連憲法 をめざす諸構想が、この 1989 年には散見される。サハロフ草 案、ソ連科学アカデミー国家・法研究所構想(1989年後半作成 か?公表は1990年春)がその主なものであったが、先に紹介し たロシア憲法委員会の議事録・資料集によれば、それ以外にも いくつかあったことがわかる(文献①参照)。結局、ソ連憲法自 体は、連邦制の再編の課題が先行し、その方向性が混沌となる なか、91年夏のクーデターを境に崩壊へと突き進んで行ったた め、そのものとしてこれら諸構想が何らかの意味を持つことは なかった。それらは、改めてロシア憲法制定過程でそれぞれに 位置づけられ、見直され、あるいは見捨てられていった。

本稿で「憲法革命」というのは、1990年6月12日のロシア のいわゆる「国家主権宣言」に始まり(ロシアではこの日を独 立記念日としている)、議会のもとに憲法委員会を設置し、新憲 法草案の起草作業を続けながらも、先行的に人権宣言や連邦条 約を定め、大統領制を導入し、それらを個別の憲法改正として 当時の現行憲法であった 1978 年憲法を再編しつつ、一定の段 階で成案なった憲法委員会草案をもとに憲法制定議会なりレフェレンダムなりによって新憲法を樹立しようとした「独立」後 のロシアの初期制憲構想をさす。この路線は、後に導入された 大統領と議会の対立・矛盾が表面化・激化するなかで破綻し、 大統領の直接統治という非常体制のもとで「上から」権威的に 提起された草案のプレビシット的なレフェレンダムによって憲 法制定に至る、という結果に帰結している [文献⑤参照]。

#### 3. サハロフの憲法構想とその位置

こうした状況にあって、かつてソ連の「水爆の父」といわれ、その後には異論派・反体制派としての行動を理由に迫害や弾圧をも経験し、ペレストロイカの過程では民主派のシンボルともなっていたアンドレイ・サハロフがソ連憲法に替えて、ペレストロイカをさらに進めるうえでの拠り所とすべく憲法構想の提示に大きな力を注いだことは注目されるべき事柄であった。改革派といわれた人々だけでなく、国民的にも大きな支持と強い信頼を得ていたサハロフの手になるこの憲法構想は、ソ連憲法の刷新には結びつかなかったとはいえ、後にふれるように、その後のロシアの「独立」と新憲法樹立への歩みの中で精神的にもかなりの比重を占めたのではないかと考えられるのである[文献②参照]。

サハロフは、ソ連人民代議員大会の代議員ともなっており、 民主派・改革派の代議員で組織された「地域共同代議員グルー プ」(事実上の会派で、後の民主ロシアとの関係も強い)の一員 として活動するとともに、憲法構想の作成にも積極的に参画し た。秋口から憲法草案の作成に取りかかっており、突然死去し たその日まで推敲を重ね、手を加え続けたことは、サハロフの パートナーであるボンネル夫人の言からも伺われる。本稿では 彼女の意向を踏まえ、サハロフ草案の作成された日を12月14 日(突然の心臓発作で死去した日)としている [文献③参照]。 サハロフの草案は、直接には、ソ連憲法の改革構想であるた め、現行ロシア憲法に直結するとはいえないが、後に憲法委員 会の第1次草案を作成する過程で「民主ロシア」の憲法委員会 ではその草案の最初に「アンドレイ・サハロフに捧ぐ!」との 言葉を送っていることからも、後に起草作業にかかわる人々に とって、精神的な支柱としての位置をもったのではないかと推 察される。とりわけ、人権と連邦制(自発的な同盟)などにか かわる規定は、その後のロシアの人権宣言 (1991年) や 90年 秋以降の憲法諸構想につながっていく [文献②参照]。

以下、サハロフ草案にそって、その概要と今日に繋がる論点 や意義を整理しておきたい。その主要点はおよそ以下のように 整理できよう。

第1に、連邦構造の刷新を意図した諸条項がまずは注目される。対象となっているのは、ソ連のレベルであるが、後にロシアの連邦制論にも接続しうる構想が提示されている。集権化したソ連の連邦構造の質的転換をめざす「自発的な統合体」を再定置し、民族自決権の確認、加盟共和国の同盟からの脱退権の保証、同盟政府の管轄事項の厳選などが明言されている(第1、15~19、24~33項)。

第2には、戦争と平和、核廃絶など、東西冷戦体制の終焉直 後の国際情勢を反映した諸条項をあげることができる。国際平 和に直接言及した第2、3項、そして領土拡張・侵略・メシア主 義をはっきりと否定した第12項、さらには核兵器の先制使用 の否定ならびに将来的な核兵器および大量殺戮兵器の全廃と禁 止(第13項)にまで突っ込んで言及している。

軍は、防衛に必要な程度という原則によるとする第 12 項後 段は、わが国の「先守防衛」論とも通ずるが、軍事力をもたな いはずの国の「防衛」論と核廃絶を展望した軍縮の具体策とし ての「必要的防衛」論では働くベクトルが逆であることに注意 すべきかと思われる。

第3は、人権の尊重やそれに関連した諸条項である。第5、6項に集約的に表現されているが、同時に拷問の禁止や無罪推定原則(第8、9項)、就労や修学における差別の禁止、貧困からの自由、社会保障(第10、11項)、秘密警察等の禁止(第14項)なども重要な指摘である。これらは、当時の民主化運動の要求の集大成という性格ももつものでもあるが、後にロシア人権宣言に具体的に生かされていく。弾圧犠牲者としての経験をもつサハロフの提起だけに重いものがあるが、教育、医療などのサービス分野では、平等をうたいつつも「機会均等」の保障レベルへの変化や有償化の容認なども市場経済化の強い要請とも連動して検討されるべき問題点であろう。

第4には、政治的、イデオロギー的複数主義(多元主義)があげられる。条項としては第7項の1項のみであるが、結社の自由に言及した第6項、多元的な所有制度をうたう諸条項とも関連させつつ、重要なポイントとしてあげられている。注目すべきは、この第7項では、併せて「寛容」が要求されていることである。市場経済体制への移行をめぐる激しい階級闘争的様相を呈し始めていた折から、「歴史の見直し」で数々の政治的復権、名誉回復が相次いでいたこともあり、社会の分裂や抗争を危惧してのこととは思われるが、政治世界での「寛容」の必要性は、極めて重要な提起でもあった。

第5は、経済システム、所有制度、市場経済にかかわるが、 ここでは明確に私的所有の承認と市場経済体制への移行が前提 とされている。所有制をめぐる激しい攻防が続いていたなかで の私的所有の承認とともに、当時の複雑な状況を反映した「配 慮」もかいま見ることができる。社会体制の選択を直接に明言 することはないが、国名にソビエトの名を残し、社会主義と資本主義の「収斂」理論にも言及するなど、転換期の混沌とした 状況がそのまま表現されたものといえる。

最後に、その他、同盟の中央の統治構造にかかわり、大会制の存続、大統領制の導入、最高裁判所の内部にとはいえ憲法裁判所設置の提案など注目すべき規定も多いが、いずれも十分な推敲を経たものとはいいがたく、構想される国制については不明確な点が多い。

この憲法構想(草案)のうち、もっとも特徴的な点をさらに 絞り込むとすれば、そしてサハロフの個性がはっきり現れているものは、一党制放棄と関連する結社の自由を含む、人権尊重 と平和の課題にかかわる諸規定・提案であろう。いわゆる反体 制知識人として知られるようになった『進歩・平和共存および 知的自由』(邦訳は、みすず書房、1969年)の著者サハロフの政 治家としての集大成(遺言)でもあったのである。

ただし、この憲法草案には、すでに個々の論点でもふれたように、多くの不完全で十分に考慮が尽くされていない点や妥協や不徹底な改革構想などもかなり見られ、翌90年夏以降では、ロシアの主要な流れの中で社会主義志向はほぼ消えていくのに比して、いわゆる「収斂」理論などを残すなどのあいあいさも見られる。しかし、これは後から、または現時点から見ていえることであって、1989年という東中欧諸国の「市民革命」やバルト諸国での「分離独立」要請が強まる時期などを考慮するとともに、ソ連のいわゆるゴルバチョフのペレストロイカは、いわば熱を帯びた形で大きなうねりとなっていたという時代状況を無視してはいけない。加えて、心臓発作による急死という形でこの世を去っただけに、そしてボンネル夫人が回想するように、直前まで忙しい日程のなかで推敲を重ねていた中途での作業の中断を余儀なくされた点を考慮にいれなければならない。

その意味で、サハロフ草案は、刷新された形でのソ連(私は その意図を強調するためにあえて「連邦」ではなく「同盟」と 訳語を変えた)を提示しており、ソ連崩壊は想定されていない。

#### 4. むすび

サハロフが死去した後、翌1990年3月のロシアの選挙で、民主派が勝利を収め、ゴルバチョフの主導するソ連のペレストロイカを凌駕する動きが強まっていく。6月には「国家主権宣言」がなされ、独立が主張され、以降ロシア最高会議のもとに新憲法制定の起草をめざす憲法委員会が設置された(1990年6月16日)。幾多の政治的事件を媒介しながら、ここからロシアの「憲法革命」がスタートする。憲法委員会が、サハロフ草案を参照しつつ作業を進めたことは間違いないが、事態はサハロフの想定を超えて劇的な展開を見せることになったのは、ソ連が崩壊し、ソ連社会主義が消滅したことに象徴的に現れ、後に現出したロシアの新憲法は、サハロフ構想の直線的な発展のうえにな

ったとはいえないものとなった。もっともラディカルな改革派の1人であったサハロフもまた、置かれた政治状況のなかで苦闘を続け、途半ばでその戦いを放棄せざるをえなかったのである。しかし、サハロフが示した歴史の1頁はその意味を薄めるものではない。もっとも、当時において提起された多くの憲法諸構想は、現時点で考える以上に、さまざまの制約があるなか、相当に豊かな内容をもつものであったことは、あえて一言付しておかなければならない。

#### 「参照・参考文献]

- ① 竹森正孝『ドキュメント; ロシアの「憲法革命」を追う』(ナウカ、1992年)
- ② 稲子恒夫『ロシアの 20 世紀-年表・資料・分析』(東洋書店、2007 年)
- ③ Конституционные Идеи Андея Сахарова: Сборник, Сост. Л.М.Баткин М., 1990 г.
- Федерации, Конституционная комиссия: стенограммы, материалы, документы (1990-1993 гг.), Том 5: Альтернативные проекты Конституции Российской Федерации (1990-1993 гг.), М., 2009 г.
- ⑤ 竹森正孝『ロシア連邦憲法』(七月堂、1996年)。なお、いくつかの改正を経た現段階(2014.1 現在)のロシア憲法については、辻村・初宿編『新解説世界憲法集』第3版(三省堂、2014年)に私の訳と解説がある(その後も司法改革、クリミア編入などにかかわる憲法改正が行なわれている)。

## <資料:サハロフ憲法草案 (1989.12.14版)

## ヨーロッパ=アジア・ソビエト共和国同盟憲法(仮訳)

- 1. ヨーロッパーアジア・ソビエト共和国同盟(略称:ヨーロッパーアジア同盟、ソビエト同盟)は、ヨーロッパとアジアの主権共和国(国家)の自発的な統合体である。
- 2. ヨーロッパ=アジア・ソビエト共和国同盟の人民の目的は、 人種、民族的帰属、性、年齢および社会的地位のいかんにか かわらず、諸国の市民および地球上のすべての人々にとって、 文字どおりの幸福な生活、物的および精神的自由、福祉、平 和ならびに安全である。
- 3. ヨーロッパ=アジア同盟は、自己の発展を、ヨーロッパとア ジア、ならびに全人類、すべての人種および民族の道徳的、 文化的伝統に依拠する。
- 4. 同盟は、権力機関と市民の名において、全世界における平 和の維持、生活環境の保全、地球規模での人類の生存と生活 のための内外の諸条件の保全、全世界での調和のとれた経済 的、社会的および政治的発展に努める。人類の生存というグ ローバルな目的は、あらゆる地域、国家、民族、階級、党派、

- 集団および個人の個別的な目的に優先する。長期的展望においては、同盟は、権力機関および市民の名において、グローバルな問題および国内問題の唯一の根本的な解決と同様に、社会主義体制と資本主義体制の将来的な多元主義的な接近(収斂)に努める。このような接近の政治的表現は、将来における世界政府の樹立でなければならない。
- 5. すべての人は、生命、自由および幸福にたいする権利を有する。市民および国家の目的および義務は、個人の社会的、経済的および市民的権利の保障である。個人の権利の実現は、他人の権利、社会全体の利益に反してはならない。市民および施設は、同盟および共和国の憲法と法律、ならびに国際連合の世界人権宣言の諸原則にしたがって行動する義務を負う。国際連合の人権規約を含むソ連および同盟が署名した国際法および国際協定、ならびに同盟の憲法は、同盟の領域内において直接効力を有し、同盟および共和国の法律に優先する。
- 6. 同盟の憲法は、市民的な人権、すなわち、信条の自由、言論および情報交換の自由、宗教の自由、結社、集会、示威行動の自由、出国および帰国の自由、移動の自由、国内における居住、労働および勉学の地の選択の自由、住居の不可侵、恣意的な拘束、医学的な必要性の理由がない精神病棟への入院措置からの自由を保障する。何人も、暴力行為およびその煽動その他の他人の権利の制限および国家反逆にかかわるものでないかぎり、信条に関連する行為につき、その刑罰または行政罰を受けることはない。
- ② 憲法は、教会の国家からの分離、国家の教会内部の事情への不干渉を保障する。
- 7. 社会の政治的、文化的およびイデオロギー的生活の基礎は、 多元主義と寛容である。
- 8. 何人も、拷問および虐待を受けることはない。平時においては、同盟の領域での死刑はこれを禁止する。
- ② 被験者本人の同意のない医療実験および精神医療実験は、これを禁止する。
- 9. 無罪推定の原則は、すべての市民のあらゆる起訴事案に関する裁判で審理する際の基礎である。何人も、裁判所の判決が効力を有する前に、いかなる組織におけるいかなる名称および身分であれそれを失うことはなく、または、犯罪の実行につき有罪と宣告されることはない。
- 10. 同盟の領域においては、民族的帰属、宗教もしくは政治上の信条の別により、または(法律に予め定められた直接的な反証がない場合には)性、年齢、健康状態、前科の有無を理由した、労働報酬および就労、学校への入学および就学の諸問題で差別することは、これを禁止する。
- ② 同盟の領域においては、性、民族的帰属、宗教上または政治的信条、年齢および健康状態、前科の有無の別により、住

居の提供、医療サービスおよびその他の社会問題で差別する ことは、これを禁止する。

- 11. 何人も貧困な生活を強いられない。年金を受給する年齢に達した者のための老齢年金、ならびに戦争傷痍年金、労働および児童年金は、基準生活水準を下回ることはない。財政支援およびその他の社会的支援は、すべての社会成員の生活水準が最低生活水準を下回らないようこれを保障しなければならない。市民の医療サービスおよび教育システムは、社会的公正、ならびに財産状態、居住地および勤務地のいかんにかかわらず、すべての人が低額で十分な医療サービス(無料および有料)、休息ならびに教育の機会の保障という原則にもとづいて打ち立てられる。
- ② 同時に、有料の高度な医療サービスのシステムおよび競争 的教育システムの存在も認められる必要がある。
- 12. 同盟は、いかなる領土拡張、侵略およびメシア主義の目的をもたない。軍は、防衛に必要な程度という原則にしたがって建設される。
- 13. 同盟は、核兵器の先制使用の原理的否定を確認する。あらゆるタイプおよび使用目的をもった核兵器を使用することができるのは、敵国の核兵器の使用計画についての信頼にたる情報があり、紛争解決のためのその他の手段が尽きた場合に、軍最高司令官の承認がある場合に限るものとする。軍最高司令官は、誤って決定された核攻撃を取り消し、特に、誤認によって発射された飛行中の大陸間弾道弾を破壊する権利を有する。
- ② 核兵器は、敵国の核攻撃の抑止の手段にすぎない。同盟の 長期的な政治目標は、通常兵器が対等な水準にあり、地域紛 争が解決され、かつ不信と緊張を招くあらゆる要因が全般的 に緩和されることを条件に、核兵器およびその他の大量殺戮 兵器を完全に廃絶し禁止することである。
- 14. 同盟においては、社会および国家の秩序維持を目的とするあらゆる形態の秘密機関の行動は、これを禁止する。国外における秘密活動は、情報収集およびこれに対応する任務に限定される。同盟の国家情報局は、テロリズムおよび麻薬取引との国際的な闘争に参加する。
- 15. 共和国の各民族の基本的で優先的な権利は、自決権である。
- 16. ヨーロッパーアジア・ソビエト共和国同盟への共和国の編入は、共和国の住民の意思にしたがい、共和国の最高立法機関の決定により、同盟条約にもとづいてこれを行う。
- ② 当該共和国の同盟への加盟の追加的条件は、共和国の住民 の意思にしたがい特別議定書によって形成される。同盟憲法 は、共和国以外のいかなる民族・地域単位も予定していない が、共和国は、これを個々の行政・経済地区に区分すること ができる。

- ③ 共和国の同盟への参加の決定は、同盟結成大会または同盟 人民代議員大会においてこれを採択する。
- 17. 共和国は、同盟から脱退する権利を有する。共和国の同盟からの脱退の決定は、共和国が同盟に加盟して1年以上経過した後に、共和国におけるレフェレンダムにしたがい共和国最高立法機関がこれを採択する。
- 18. 共和国は、同盟からこれを除名することができる。共和国の同盟からの除名は、共和国が同盟に加盟して3年後以降に、同盟の国民の意思にしたがい、同盟人民代議員大会が、3分の2以上の多数によってこれを決定する。
- 19. 同盟に加盟する共和国は、共和国憲法とともに、共和国領域内で効力を有する基本法である同盟憲法を承認する。各共和国は、国の対外政策および国防の基本的任務の行使を中央政府に移譲する。同盟の全領域においては、単一の通貨システムが作用する。各共和国は、同盟的意義を有する交通および通信を中央政府の管轄に移譲する。列挙されたすべての共和国に共通する同盟加入条件以外に、個々の共和国は、その他の機能を中央政府に移譲し、また、管理機関を他の共和国と完全にまたは部分的に統合することができる。当該共和国のこれらの同盟加入の追加的条件は、同盟条約の議定書に明記されなければならず、共和国の領域内で実施されるレフェレンダムによらなければならない。
- ② 共和国同盟の国籍とともに、各共和国の国籍を定めることができる。
- 20. 外国の攻撃からの国の防衛は、同盟の法律にもとづいて 形成される軍がこれに責任を負う。特別議定書にしたがい、 共和国軍または個別部隊をもつことができ、これらの軍また は部隊は各共和国の住民から組織され、その共和国の領域内 に配備される。共和国軍および単位部隊は、同盟軍に編入さ れ、単一の指揮の下に置かれる。同盟軍のすべての武器、軍 服、食糧の供給は、同盟予算により集権的に行われる。
- 21. 共和国は、同盟通貨システムとともに共和国通貨システムをもつことができる。この場合、共和国の通貨は、共和国の領域内のすべての場所で使用可能でなければならない。同盟の通貨は、同盟管轄のすべての機関で義務的であり、すべての他の機関においても使用することができる。同盟中央銀行のみが、同盟および共和国の通貨の発行および廃棄を行う権利を有する。
- 22. 共和国は、特別議定書に違反しないかぎり、完全に経済 的自立性を有する。経済活動および建設事業にかかわるすべ ての決定は、中央政府に移譲された機能に関係する活動およ び建設事業をのぞき、共和国の関係機関がこれを決定する。 同盟的意義を有するいかなる建設事業といえども、共和国の 管理機関の決定なしにこれに着手することはできない。共和 国の領域内における企業および住民からの税およびその他

の収入は、これを共和国予算に組み入れる。中央政府に移譲される機能を遂行するために、特別議定書に定める条件にも とづき、同盟予算委員会が定める金額が共和国予算から同盟 予算に組み入れられる。

- ② 収入の剰余分は、共和国政府がその完全な処分権を有する。
- ③ 共和国は、外国のパートナーとの直接的な通商関係および 合弁企業の組織を含め、直接の国際的な経済関係を樹立する 権利を有する。関税規則は、全同盟的なものである。
- 23. 共和国は、独自の、共和国政府に従属しない法保護機関 (警察、内務省、懲罰システム、検察機関、裁判システム) を有する。刑事事件の判決は、同盟大統領が特赦手続により これを取り消すことができる。共和国の領域内においては、 共和国の最高立法機関が承認する場合に、同盟の法律および 共和国の法律が効力を有する。
- 24. 各共和国の領域においては、共和国の名称に定められた 民族の言語が、国語である。共和国の名称に2つまたはそれ 以上の民族の名が定められている場合には、その共和国にお いては、2つまたはそれ以上の言語が国語として使用される。 同盟のすべての共和国において、ロシア語が共和国間関係の 公用語となる。ロシア語は、同盟の管轄するすべての施設お よび企業において、各共和国の国語と同権である。民族間関 係において使用される言語は、憲法上は規定されない。ロシ アの共和国において、ロシア語は、共和国の国語であると同 時に共和国間関係において使用される言語である。
- 25. ヨーロッパーアジア・ソビエト共和国同盟の第一義的な構成部分は、同盟構成共和国および自治共和国、旧ソビエト社会主義共和国連邦の民族自治州および民族管区である。民族・憲法的手続は、主権的共和国(国家)を構成するソ連邦のすべての民族・領域的構成部分の独立宣言をもって始まる。レフェレンダムにもとづき、これらのいくつかの部分は、互いに統合することができる。共和国をいくつかの行政的・経済的地区に区分する場合は、共和国憲法にこれを定める。
- 26. 共和国間の国境は、同盟創設大会後最初の10年間はこれを変更することはできない。その後の共和国間の国境の変更、 共和国の統合、共和国の分割は、共和国の住民の意思および 民族自決原則にしたがい、中央政府の参加の下に平和的な交 渉過程をつうじて行われる。
- 27.同盟の中央政府は、同盟の首都(主要都市)に置かれる。 それぞれの共和国の首都は、ロシアの首都を含め、同時に同 盟の首都とすることはできない。
- 28. 同盟の中央政府は以下の機関からなる。
  - 1) 同盟人民代議員大会
  - 2) 同盟大臣会議
  - 3) 同盟最高裁判所
- ② 同盟中央政府の長は、ヨーロッパーアジア・ソビエト共和国

同盟大統領である。中央政府は、いかなる政党の指導機関と もそれを分有することなく、国内において全権的な最高権力 を保持する。

- 29. 同盟人民代議員大会は、2院からなる。
- ② 第1院、すなわち共和国院(400人)は、概ね等しい選挙人の数からなる選挙区から1人の代議員を選ぶ地域原則にしたがって選出される。第2院、すなわち民族院は、民族的指標にしたがって選出される。固有の言語を有する各民族単位の選挙人は、一定数の代議員を、すなわち当該民族の選挙人200万人につき1人の代議員、当該民族単位の追加的な2人の代議員を選出する。この共通した割当数は、大規模の複数定数区ごとに配分される。両院の選挙は、選択可能[競争;訳者注記]原則による普通、直接選挙であり、5年任期で行われる。
- ③ 両院は、合同で会議をもつ。しかし、大会の議事規則に別 段の定めがある場合には、別々に議決を行う。この場合、法 律または決定の採択のためには、両院の決定が必要である。
- 30. ヨーロッパーアジア・ソビエト共和国同盟の人民代議員大会は、国の最高立法権を有する。憲法規定に抵触しない同盟の法律は、各院の議員総数の単純多数決で採択され、憲法をのぞく、同盟的意義を有するすべての法的アクトにたいして優先権をもつ。
- ② ヨーロッパーアジア・ソビエト共和国同盟憲法に抵触する同盟の法律、およびその他の憲法の条文の改正は、大会の各院の議員総数の3分の2以上の特別多数決による場合にこれを採択することができる。このようにして採択された決定は、同盟的意義を有するすべての法的アクトにたいして優先権をもつ。
- 31. 大会は、同盟予算委員会の報告を活用して、同盟の予算 およびその修正を審議する。大会は、同盟大臣会議議長、同 盟の外務大臣および国防大臣、その他の最高役職者を選出す る。大会は、特定の臨時的な任務の遂行、特に法案準備およ び紛争状況の審議のために特別委員会を任命する。大会は、 国の長期発展計画の作成、予算編成、執行機関の活動の恒常 的監督のために常任委員会を任命する。大会は、中央銀行の 活動を監督する。同盟および共和国の通貨の不均衡な発行お よび停止は、大会の承認によってのみこれを行うことができ る。
- 32. 大会は、その構成員のなかから幹部会を選出する。大会 幹部会員は、大会の議長を務め、大会、その特別委員会およ び常任委員会の活動を保障する組織的機能を果たす。幹部会 員は、その他の機能を有せず、同盟および共和国の政府、政 党においていかなる指導的地位にもつくことはできない。
- 33. 同盟大臣会議は、外務省、国防省、防衛産業省、財務省、同盟的意義を有する交通省、同盟的意義を有する通信省、な

- らびに同盟条約に付された特別議定書にしたがい個々の共和国により中央政府に移譲された機能を遂行のためにその他の省が含まれる[ここは省ではなく、大臣または省の大臣とあるべきところ; 訳者注記]。
- ② 外務大臣および国防大臣をのぞき、すべての大臣の推薦は、 大臣会議議長が提案し、大会がこれを承認する。同じ手続で 大臣会議付置の委員会の長が任命される。
- 34. 同盟最高裁判所は、以下の4つの部からなる
  - 1) 刑事部
  - 2) 民事部
  - 3) 仲裁部
  - 4) 憲法裁判所
- ② 各部の長は、同盟人民代議員大会が複数候補者のなかからこれを選ぶ。
- ③ 最高裁判所の権限には、同盟および共和国間関係にかかわる問題または事件の審理が含まれる。
- 35. ヨーロッパ=アジア・ソビエト共和国同盟大統領は、5年 任期で、直接・普通選挙をつうじて競争原理にもとづき選挙 される。選挙の前に、各大統領候補者は、同時に投票に付さ れる副大統領を指名する。
- ② 大統領は、いかなる政党であれ、その指導的役職のポストを兼務することはできない。大統領は、同盟の領域内で実施されるレフェレンダムにしたがいその職を解任される場合がある。このレフェレンダムに関する決定は、同盟人民代議員大会が、その代議員総数の3分の2以上の多数決によって採択されなければならない。レフェレンダムの実施に関する投票は、60人以上の代議員の要求にしたがって行われる。大統領の死去もしくは解任の場合、または病気またはその他の理由により職務を履行することが不可能となった場合、その権限は副大統領に移譲される。
- 3 6. 大統領は、国際的な交渉および儀典において同盟を代表する。大統領は、同盟軍の最高司令官である。大統領は、同盟法律についての立法発議権を有し、人民代議員大会がその代議員総数の 55%未満の賛成で採択された任意の法律および決定にたいする拒否権を有する。大会は、拒否された法律の再投票を行うことができる。ただし、この再投票は2回以上繰り返すことはできない。
- 37. 同盟の経済構造は、生産用具および生産手段、あらゆる 種類の工業技術および農業技術、生産設備、道路およびマス メディアのそれを含む通信情報手段、住宅を含む消費材、著 作権および発明権を含む知的財産権にたいする国家(共和国 の、複数の共和国にまたがった、または同盟の)、協同組合、 株式会社および私人の所有の複数主義的な結合に基礎をお く。国有企業は、有期または無期限で労働集団または私人に これを賃貸し[アレンダ; 訳者] することができる。

- 38. 土地、地下資源および水資源は、共和国およびその地域に居住する民族(諸民族)の財産である。土地は、仲介者なしで直接に、無期限で、私人、ならびに国家組織、協同組合および株式会社に、共和国予算に組み込まれる土地税を支払って、これに移譲することができる。私人には、土地の保有を子および近親者に相続する権利が保証される。保有を許されている土地は、保有者が希望する場合、あるいはその土地利用規則の違反がある場合、または各共和国の立法機関の決定により国家による土地利用が必要となる場合、この場合は補償金の支払いをともなうが、こうした場合にかぎって共和国に返却することになる。
- 39. 土地は、私人および労働集団にたいしその財産としてこれを売却することができる。私的所有である土地の転売の制限およびその他の利用条件は、各共和国の法律によってこれを定める。
- 40. ひとりの人に属する私的財産の総量は、これを制限されない(ただし、土地はこのかぎりではない)。その相続人が制限されることなく居住する権利を保証された私的財産である家屋および住居、ならびにあらゆる生産用具および生産手段、消費財、金銭および株式を制約されることなく相続する権利は、これを保障される。知的財産権の相続権は、各共和国の法律によってこれを定める。
- 41. すべての人は、自己の判断により、肉体的および知的な 労働能力を発揮する権利を有する。
- 42. 私人、協同組合、株式会社および国有企業は、労働法にしたがい、制約されることなく従業員を雇用する権利を有する。
- 43. 国有、協同組合、アレンダ [賃貸企業; 訳者] および私 有の企業ならびに私人は、水資源およびその他の再生可能な 資源の利用にたいし、共和国予算への税を課せられる。再生 不能な資源の利用は、共和国予算への支払いを課せられる。
- 44. いかなる所有形態にある企業も、平等の経済的、社会的 および法的条件のもとにおかれ、税金を除いて、その収入の 配分および利用において、さらには、生産計画、生産品目お よび生産物の販売において、原料、調達、半製品および製品 一式の供給において、要員問題 [人事政策;訳者]、賃金率に おいて、平等かつ完全な独立の権利を有し、実際の利益の 30%を超えない範囲で単一の税金を課せられ、その活動の環 境保護および社会的影響にたいする物的責任を等しく負う。
- 45. 工業および農業における生産物の管理、供給および販売のシステムは、同盟的意義を有する企業および施設をのぞき、直接的生産者の利益のために、彼らによる生産物の管理、供給および販売の機関にもとづいてこれを打ち立てる。
- 46. 同盟における経済的規制の原則は、市場および競争の原理である。経済の国家的規制は、国有企業の経済的活動をと

おして、また市場、複数主義的な競争および社会的公正の原理の法的支援によりこれを行う。

出典: *Конституционные Идеи Андрея Сахаро*в: Сборник / Сост. Л.М.Баткин, М., 1990 г.

#### <参考資料>ロシア共和国の国家主権宣言(仮訳)

(1990年6月12日、第1回人民代議員大会)

ロシア共和国第1回人民代議員大会は、ロシアの運命にたい する歴史的責任を自覚し、

ソ連邦に加入している全人民の主権的権利にたいする敬意を 確認し、ロシア共和国の人民の意思を表現し、

ロシア共和国の全領土におけるその国家主権を厳粛に宣言し、 革新されたソ連邦の構成員として民主的法治国家を創設する 決意を表明する。

- 1 ロシア共和国は、歴史的にこの地に統合した人民によって 創設された主権国家である。
- 2 ロシア共和国の主権は、何世紀にもわたる歴史、文化およ び蓄積された伝統を有するロシアの国家体制の存立の必然 的かつ不可欠の条件である。
- 3 ロシア共和国における主権の担い手であり国家権力の源泉 であるのは、その多民族からなる人民である。人民は、ロシ ア共和国憲法にもとづき、直接に、およびその代表制機関を とおして、国家権力を実現する。
- 4 ロシア共和国の国家主権は、崇高な目的の名において、すべての人に尊厳ある生活、自由な発展および母語の利用の奪うことのできない権利を保障し、すべての人民に、彼らの選択した民族・国家的および民族・文化的な形態における自決権を保障するために、これを宣言する。
- 5 ロシア共和国の主権の政治的、経済的および法的保障のために、次のことが定められる。

ロシア共和国がソ連邦の管轄に自発的に移譲したものを のぞき、国家的、社会的生活におけるすべての問題の解決に 際してのロシア共和国の権力の統括性。

ロシア共和国の全領土におけるロシア共和国の憲法および 法律の最高性。ロシア共和国の主権的権利と矛盾するソ連邦 の法令の効力は、ロシア共和国がその領土においてこれを停 止する。共和国と連邦のあいだの不一致は、連邦条約の定め る手続にしたがって、これを解決する。

ロシアの国家的財産の占有、利用および処分にたいする人 民の独占的権利。

他の加盟諸共和国および諸外国におけるロシア共和国の 全権代表。

ロシア共和国がソ連邦に移譲した権限の行使に参加する 共和国の権利。

6 ロシア共和国は、条約にもとづき、他の諸共和国とともに

連邦に統合する。ロシア共和国は、これらの連邦構成共和国 およびソ連邦の主権的権利を承認し、尊重する。

- 7 ロシア共和国は、連邦条約およびそれにもとづいて制定される法律の定める手続にしたがい、ソ連邦から自由に脱退する権利を留保する。
- 8 ロシア共和国の領土は、レフェレンダムによって表明された人民の意思表示なしにこれを変更することはできない。
- 9 ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア共和国内の自治共和国、自治州および自治区、ならびに地方(クライ)および州の権利を本質的に拡大する必要があるものと認める。これらの諸権利の実現のための具体的諸問題は、連邦[ロシア共和国のこと;訳者]の民族・国家的および行政・地域的構成に関するロシア共和国の法律によってこれを定めなければならない。
- 10 ロシア共和国の領土に居住するすべての市民および無国籍者は、ロシア共和国憲法、ソ連邦憲法および国際法上の一般的に認められた諸規範の定める権利および自由を保障される。

ロシア共和国に居住しているが自らの民族的国家構成の 外に居住するか、またはロシア共和国の領土内に自らの民族 的国家構成をもたない民族および民族集団 (ナロードノスチ) の代表者には、合法的な政治的、経済的、道徳的および文化 的な諸権利が保障される。

11 ロシア共和国の全領土に、ロシア共和国の共和国国籍[市民権;注記]が定められる。ロシア共和国のすべての市民は、ソ連邦の国籍を保持する。

共和国の国外にいるロシア共和国市民は、ロシア共和国の 保護と庇護のもとにおかれる。

- 12 ロシア共和国は、ロシア共和国憲法の枠内で活動するすべての市民、政党、社会団体、大衆運動および宗教団体に、国家的および社会的事業の管理に参加する平等の法的機会を保障する。
- 13 立法、執行および裁判の権力の分立は、法治国家としてロシア共和国が機能する場合のもっとも重要な原則である。
- 14 ロシア共和国は、ロシア諸民族の利益を主張しつつ、国際法上の一般的に認められた諸原則を厳守し、世界のすべての国および人民と共存する用意があり、国際紛争および共和国間もしくは民族間の紛争において敵対的関係に入ることを許さないためのあらゆる手段をとることに同意することを表明する。
- 15 この宣言は、ロシア共和国の新憲法の制定、連邦条約の 締結および共和国法の整備のための基礎となる。

出典: Ведомости СНД РСФСР и ВС РСФСР. 1990.
№2. Ст.22.

(提出日 平成27年1月9日)